資料１

日薬業発第320号
令和８年10月１日

都道府県薬剤師会会長　殿

日本薬剤師会
会長　岩月　進
（会長印省略）

OTC類似薬の一部保険外療養に関する通知の発出について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

一部保険外療養の創設に伴う療養担当規則等の所要の見直しに関する答申が行われたことにつきましては、令和８年９月16日付け日薬発第182号にてお知らせしたところですが、これに関する省令・告示が令和８年９月30日付けで公布され、厚生労働省保険局より関係通知（実施上の留意事項など）が下記のとおり発出されました。

今回の一部改正につきましては、令和９年３月１日より適用となります。また、これらにつきましては、厚生労働省ホームページからも入手できますので、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

なお、OTC類似薬の一部保険外療養に関して、令和９年１月頃に都道府県薬剤師会担当役員等向けの説明会を予定しておりますので、詳細につきましては決まり次第、改めてご案内させていただきます。

＜省略＞

記

１．**関係通知**（いずれも令和８年９月30日付け）

①健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布について

（添付）

・健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和８年９月30日政令第320号）

・保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（令和８年９月30日厚生労働省令第143号）

・健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（令和８年９月30日厚生労働省告示第360号）

②要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の処方又は調剤に係る一部保険外療養について
③「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について＜抄＞
④「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について＜抄＞
⑤医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について＜抄＞
⑥要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の処方又は調剤に係る一部保険外療養の明細書の記載例について＜抄＞
⑦要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の処方又は調剤に係る一部保険外療養における費用の計算方法について
⑧要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の処方又は調剤に係る一部保険外療養における費用の計算方法について
⑨「長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養における費用の計算方法について」の一部改正について

２．厚生労働省ホームページ

厚生労働省トップページ ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 健康・医療 ＞ 医療保険 ＞ OTC 類似薬の保険給付の在り方の見直しについて
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/juuyou/kougakuiryou/index_00001.html

以上